

令和6年度第3回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 令和7年1月20日（月） 午後1時15分～午後3時

2. 開催場所 浦安市役所4階 災害対策本部室

3. 出席者

（委員）

櫻井委員（会長）、松浦委員、白土委員、高梨委員、高橋（哲）委員、山口委員、石川委員、助川委員、柴田委員、高橋（康）委員、浅井委員、北島委員

（事務局）

並木福祉部長、八田福祉部次長、竹森高齢者福祉課長、雨宮高齢者包括支援課長、山崎介護保険課長、森林中央地域包括支援センター所長、梅澤健康増進課長、鈴木浦安駅前地域包括支援センター所長、榎本新浦安駅前地域包括支援センター所長、浅地高洲地域包括支援センター所長、浅野富岡地域包括支援センター所長、江副課長補佐、山田副主幹、岡崎係長、寺門係長、木村主査、堀川副主査、渡部主任主事、平野主任主事、山口主事、金子生活支援コーディネーター

4. 進行

1. 会長あいさつ

2. 議題

（1）浦安市の社会資源と生活支援体制整備事業について

（2）重層的支援体制整備事業について

（3）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託事業所について

（4）その他

3. 閉会

5. 会議経過

議題（1）浦安市の社会資源と生活支援体制整備事業について

事務局より資料に沿って説明

委員：生活支援体制整備事業についてどのように広報しているのか、また利用するにあたって要介護認定の有無や一人暮らしなどの条件はあるのか教えてください。

事務局：広報につきましては社会福祉協議会で発行している広報誌等での周知や、最近では

SNS（インスタグラム）でも周知活動を行っています。また事業を利用する際の条件ですが、世帯構成や要介護認定の有無等の身体状況に関わらず、高齢者の方全般を対象とし、市内で提供されている社会資源の情報提供等を行っています。

委員：ボランティアが行うサービス等、市内で提供されている社会資源の中には、自治会等の団体に加入していないと利用できないものもありますか？

事務局：老人クラブや自治会加入が利用の条件となっているサロン等がありますが、浦安市民であれば利用可能なものもあるので、団体加入の有無に関わらず対応できるように情報収集を行っています。

議題（２）重層的支援体制整備事業について

事務局より資料に沿って説明

委員：複合的な分野の問題を抱えるケースの対応について、組織横断的な会議等で検討・対応していくという仕組みは素晴らしいと思いますが、相談者の窓口となり、問題解決の指揮を執る部署が必要と考えられます。

事務局：ケースにおける個々の問題点は、問題を所管する課を中心に解決策を検討しますが、問題解決のための土台となる、フォーマル・インフォーマルなサービスを充実させるための地域づくりの仕掛けを、社会福祉課総合相談支援室で行ってまいります。

委員：組織横断的に対応するということで、このような問題をどの部署に相談すれば良いかも含め、当該事業について分かりやすい説明を期待します。

議題（３）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託事業所について

事務局より資料に沿って説明し、質疑等、特になし。

議題（４）社会福祉法人に対する特別指導監査について

事務局より資料に沿って説明し、質疑等、特になし。

６．問い合わせ先

福祉部 介護保険課 保険料係 担当 山田・渡部
電話 047-712-6403 内線 15505・15506